

三川町子ども読書活動推進計画

三川町教育委員会

第1章 計画策定の背景

1 国の動向

国は、2001年（平成13年12月）に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めました。これにより、すべての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校が連携・協力して取り組むための体制や条件の整備を推進することが明確にされました。また、4月23日を「子ども読書の日」とすることが定められ、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることとしました。

平成14年以降、国は本法律に基づきおおむね5年ごとに基本計画を策定し、読書活動の環境整備を積極的に推進してきました。

現在は、2023年（令和5年）3月に策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」（2023年度～2027年度）に基づき、取り組みが進められています。第五次計画では、「1 不読率低減」「2 多様な子どもたちの読書機会の確保」「3 デジタル社会に対応した読書環境の整備」「4 子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つの基本的方針が示されました。

2 県の動向

山形県では「子どもの読書活動の推進に関する法律」を基本として、県の子どもたちの読書活動を総合的に推進するため、「山形県子ども読書活動推進計画」（以下、県推進計画）を策定しています。

当初は平成18年に策定され、その後、国の計画改定や県の教育振興計画に基づき見直しが行われてきました。

現在は、令和6年（2024年）に策定された第4次推進計画が実施されており、その期間は令和6年度からおおむね5年間と定められています。

この第4次推進計画は、政府の第五次基本計画を基本として、子どもの読書活動を推進するため、県としての方向性や取組みを示し、社会全体で、自ら本に親しむ、読書好きな子どもを育むことを目指しています。

第2章 基本方針

1 ねらい

家庭・学校等が連携し、子どもの読書活動を推進し、読書好きで心豊かな子どもを育成する。

2 計画の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力や情報活用能力を高め、創造性を豊かにし、人生をよりよく切り拓いていく力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

三川町子ども読書活動推進計画は、三川町の子どもたちが、乳幼児期からの親子の触れ合いを基盤とし、図書館を読書活動や学習の中心地として、読書好きで心豊かな子どもの育成を目指す計画です。

なお、この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき策定された国の基本的な計画と、山形県子ども読書活動推進計画を基本としています。

3 学校における学校図書館の役割

「学習指導要領 総則編」に学校図書館について、次のように示されています。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

文部科学省では、学校図書館の役割について、次のように示しています。

- ①「読書センター機能」…想像力、興味関心、豊かな心を育む読書活動や読書指導の場
- ②「学習センター機能」…主体的協働的な学びを支え、学習を深める場
- ③「情報センター機能」…情報の収集、選択、活用能力を育成する場

学校図書館ガイドライン（文科省）より抜粋

学校においては、学校図書館を落ち着いた安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する場として整えることが大切です。また、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導することが求められます。

特に、学校司書等の専門的な職員については、校長のリーダーシップの下、各者が連携・協働し、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、教育課程全体の中での役割を果たしていくことが重要です。

4 計画の推進にあたって

読書は個人の自発的な行動によって行われるものであるため、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけづくりが大切です。そのためには、子どもの多様な興味・関心に応じた幅広い分野の図書・資料を計画的に整備したり、子どもたちが落ち着いて読書や調べ学習に取り組める環境づくりをしたりして、主体的な学びの拠点としての魅力を高めることが重要です。

（1）子どもの意欲を高める教育計画の立案と実践

- ・ 読書に対する意欲を高め、主体的な読書活動を充実するために、保育園、幼稚園、小学校、中学校、公民館、他市町の公立図書館と連携し、発達段階に応じて計画的、体系的に実践を進めていきます。
- ・ 本計画のもと、よりよい活動になるよう、子どもの発達支援に関わる様々な機関を含め、互いに連携・協働していきます。

（2）ニーズを捉えた図書室環境整備

- ・ 子どもや保護者、地域住民や教職員のニーズを可能な限り取り入れ、予算を有効に活用しながら学校図書館や三川町公民館図書室の環境整備を進めます。

（3）家庭や地域社会への啓発と支援

- ・ 乳幼児期からの絵本の読み聞かせの重要性や、親と子が読書を通じて豊かな感性と親子の絆を育むことの大切さを伝えていき、家庭内での主体的な読書活動を促していきます。

5 対象と期間

- ・ 対象は、町内に在住する中学3年生までのすべての子どもとします。
- ・ 期間は、令和7年からおおむね5年間とします。